

—— 権利擁護センターこくぶんじは権利擁護支援の地域
認知症になっても障害があっても、誰もが地域で安心して

そう だん し えん じ きょう
相談支援事業

福祉サービス総合相談 **相談無料**

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)に関する相談や、福祉サービスの利用など、福祉のことならどんなことでも相談に応じます。ちょっとした困りごとでもご相談ください。

- ▶ 相談日時 / 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
- ▶ 対 応 / 専門員



専門相談 **相談無料** **要予約**

『ふくし法律相談』

高齢者、障害者やそのご家族を対象とした法律相談です。
 遺言や相続、契約や消費者トラブル等、法律的な助言が必要な場合にご利用ください。

- ▶ 相談日時 / 毎月第4木曜日 午後1時30分～4時30分
- ▶ 対 応 / 弁護士

『成年後見専門相談』

成年後見制度の利用や手続き等に関する相談にご利用ください。

- ▶ 相談日時 / 毎月第2木曜日 午後1時30分～4時30分
- ▶ 対 応 / 司法書士・社会福祉士(輪番制)

※専門相談は事前予約制のため、お早目にご連絡ください。実施日2日前の午後4時に予約受付を終了します。
 専門員が事前にご相談内容をお伺いします。
 ※出張相談もできます。ご相談ください。
 ※相談時間は1件45分以内です。 ※原則おひとり様1回限りとなります。

苦情相談 **相談無料**

福祉サービスについての苦情に対し、専門員が解決に向けての助言等を行います。
 また必要に応じて医師・弁護士・学識経験者から構成される「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」により、苦情解決に向けて事業者との調整を行います。

- ▶ 相談日時 / 月～金曜日 午前9時～午後5時
- ▶ 対 応 / 専門員

ち い き ふ く し け ん り よ う こ じ き ょ う
地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方に次のサービスを行います。

	サービスの種類	サービスの内容	利用料金
サービス本	福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスのご案内、利用手続きや利用料の支払い手続き ・ 郵便物や書類の確認、各種行政手続き 	1回1時間まで1,000円以降30分までごとに500円追加
	日常的金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金や福祉手当の受取りに必要な手続き ・ 公共料金や家賃などの支払い手続き ・ 預貯金の払い戻し、預け入れなど 	※通帳を社協でお預かりする場合は、1回につき1,500円追加
オプション	書類等の預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通帳、年金証書、権利証などの大切な書類をお預かりし、金融機関の貸金庫で保管 	1ヶ月……1,000円

※生活保護世帯には一定の減免があります。

(R4.4.1現在)

連携ネットワークを構築するための「中核機関」です——

暮らし続けられる、支え合い助け合う地域をめざしています。

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業

■ 成年後見制度の利用に関する相談・利用支援

電話・窓口・訪問等で権利擁護支援や成年後見制度に関する相談に応じ、適切な制度利用を支援します。

■ 申立書類や手引書、ハンドブック等の配布

申立てに必要な書類一式、後見等開始申立ての手引き、後見人等ハンドブック(Q&A付き)を配布しています。

■ 後見人等候補者のご紹介

親族以外の候補者として、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)や市民後見人、法人等、ご相談やご希望に応じて紹介します。

■ 親族後見人や専門職後見人等のサポート

相談、学習会、情報交換会等の開催により、後見人等の活動を支援します。また必要に応じモニタリングを実施し、後見人等を含む支援チームをサポートします。

■ 地域連携ネットワークの推進

地域の関係機関と連携し、成年後見制度をはじめ権利擁護支援が必要な方の早期発見、早期対応につなげていきます。

■ 権利擁護支援検討会議の開催

権利擁護支援のための課題整理、支援方針の検討、後見人等候補者の受任調整等、専門職から助言を得ながらチームをサポートします。関係機関からのご相談も可能です。

▶ 相談日時 / 毎月第3金曜日 午前9時30分～12時

▶ 対応 / 弁護士・司法書士・社会福祉士(権利擁護センターこくぶんじ運営委員)

※関係機関からのご相談の場合、専門員が事前にご相談内容をお伺いします。

※開催日の10日前に締め切りますが、緊急の場合はご相談ください。

■ 市民後見人の育成および活躍支援

市民後見人養成講座の開催および市民後見人名簿登録者を対象にフォローアップ研修等を行います。また市民後見人が後見人等を受任する際は、社会福祉協議会が後見監督人として活動を支援します。

■ 法人後見の実施

社会福祉協議会が法人として後見人等を受任します。

■ 成年後見制度の普及・PR

市民向けに講演会等を開催します。自治会や地域団体等への出前講座も可能です。

